

北九州における貨幣賃金の変動*

尾 高 焯 之 助

I 序 論

異なった規模の企業相互間に見られる賃金格差の現象は、1924年頃に発生したものとふつう考えられている。その主たる根拠は、1909年および1914年の『工場統計表』によればほとんど規模別格差が認められないのに対し、1932年の『工業調査書』(6大都市及び大阪府で施行)によると著しい格差が観察されるところに求められる。そのほか、1920年代の中頃をもって、労働市場に何らかの変革があった時期と推定せしめる要因は、すでにいくつか指摘されているが¹⁾、従来得られた資料は断片的なものが多く、格差の動きを年代順に追ったものはほとんど無かったと言ってよい²⁾。

この小論が目的とするところは次の2点にある。その第1は、主として『福岡県統計書』にもとづき、第2次大戦前の北九州における貨幣賃金の推計を行うことであり、その第2は、上で得られた系列を用いて、賃金における規模別格差(これを以下「傾斜構造」と呼ぶ)発生の時期を確認することである。

ここで北九州と呼ぶのは、福岡県を中心とする工業地帯のことであるが、その中でも特に福岡および長崎の両県に焦点をおく。対象を特定の1地

域に限定するのは、以下に明らかになるように、資料の性格によるものである。さらに、作業を簡単にするため、製造業における成年男子職工のみを対象とすることにする。

ところで、観察の対象を特定の地域に限定することは、分析の結果に一定のバイアスを持たせる可能性がある。例えば、北九州地区には、石炭及び第1次金属を多量に必要とする産業が集中しており、機械製造業や消費財製造部門が比較的手薄であること、従ってこの地域は、原材料もしくは中間生産物の地域外移出を行う一方、完成品は外部からの移入に頼る傾向が強いこと、などはつとに指摘されているところである³⁾。金属精錬業の発展に伴って窯業の重要性が増した事実なども、このような地域的特色の1つに数えることができよう。以下の分析は、いずれもこのような限定のもとで理解さるべきものである。

さて、ここで推計を行おうとする賃金系列は、2つの種類から構成される。その1つ(A)は、地域の平均的賃金水準を示すもので、職業別及び産業別賃金系列の2つから成る。他の1つ(B)は、特大企業における平均賃金を表わすもので、八幡製鉄所ならびに長崎造船所の賃金系列によってこれを代表させる。以下、第II・III節では、これら(A)・(B)両系列の推計について簡単な説明を加えることにしよう。しかるのち、(A)と(B)とを対比させることによって、賃金傾斜構造の指標を作成しようというのが第IV節のねらいである。

II 製造業の平均賃金 [系列(A)]

(甲)職業別賃金系列

各種職業別の賃金系列は、農商務省の「諸備賃

* 推計作業の遂行にあたって、梅村又次教授の指導と激励に負うところ大であった。一橋大学経済研究所スタッフの方々には、多くの点でご教示を頂いた。また八幡製鉄・飯田賢一氏には資料上の教示をうけた。記して感謝の意を表す。

1) 例えば、丹生谷 龍「賃金体系の歴史的回顧」昭和同人会編『わが国賃金構造の史的考察』(至誠堂、1960)第2部；兵藤 剣「第1次大戦後の労資関係(2・完)——重工業大経営を中心として——」『経済学論集』第31巻1号(1965年4月)、pp. 63-85。

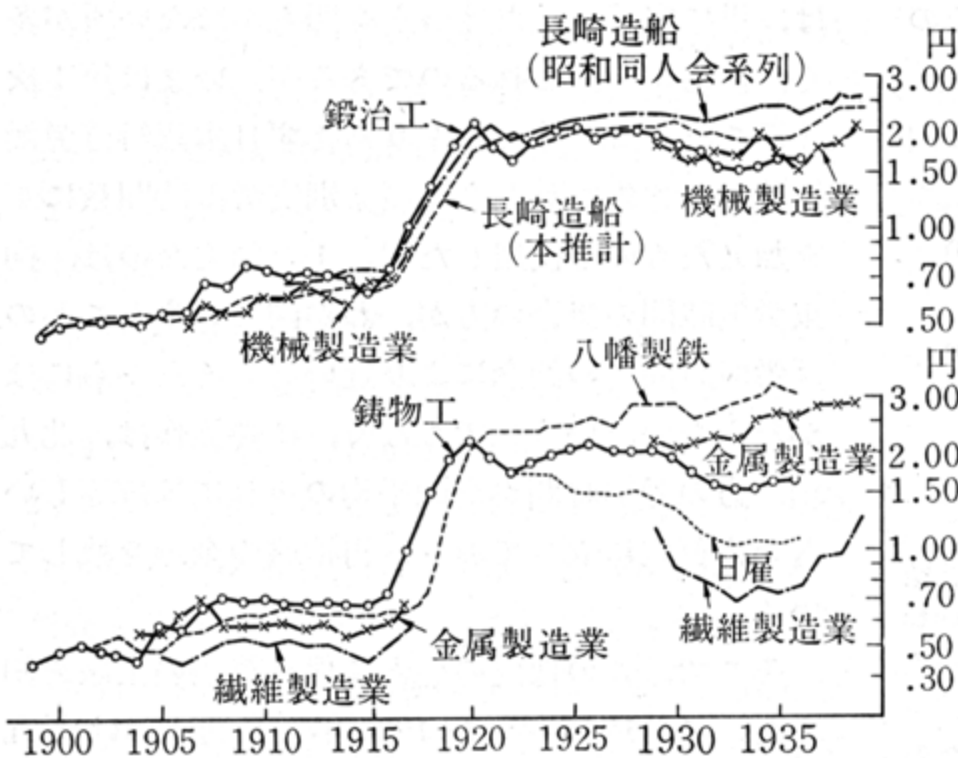
2) 大川一司、H. ロソフスキー「戦後日本の経済成長・その歴史的パースペクティブ：再論」篠原・藤野編『日本の経済成長』(日本経済新聞社、1967)の第6表は、農工間賃金格差に対象を限ってはいないが、われわれの議論にとって示唆的である。

3) 例えば、波多野 鼎・吉村正晴「わが国国民経済における北九州の地位」『社会政策時報』第193号(1936年10月)、pp. 179-202。

銭調」によってこれを得ることができる。この調査結果は、過去において最も頻繁に用いられたものであり、かなり古い年代から第2次大戦の直前まで連続して得られる賃金資料としては、恐らく唯一のものであるが⁴⁾、残念ながら職業分類内容・調査方法などの細目が不明である⁵⁾。察するところ、職業分類については、調査担当者の常識的判断に委せたものであろう。調査方法については、「本表ハ府県内便宜ノ地ニ就テ調査スルモノトス」⁶⁾ という程度の規定を出ないから、場合によってはかなり手を抜くところがあったかもしれない。いずれにしろ、この調査結果の信憑性については検討の余地を残している⁷⁾。

しかし、他方、職業別賃金賃金系列に積極的な意義を見出せないというのではない。特に1地方に限ってみれば、職業内容の不統一という問題も、全国の場合に比してかなり緩和されよう。さらに、

第1図 北九州における貨幣賃金(男子職工)



4) ただし、時とともに職業の数・調査方法などについて幾多の変更が加えられた。この間の事情の概略は、例えば『日本労働運動史料』第10巻末に述べられている。

5) 『統計学雑誌』、『統計集誌』のバック・ナンバーを当たってみたが、収穫は無かった。

6) 『明治二十七年農商務省訓令第十四号』、農林省『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』(1932)所収、p. 372.

7) 高松信清「農業賃金」大川・篠原・梅村編『長期経済統計』第9巻(農林業)(東洋経済、1966)、pp. 99—103を参照。

熟練的な職種では早くから同業組合が発達して毎半期毎の賃金を取りきめる会合をもっていたようである⁸⁾、賃金の変化は物価の動きなどに比べればかなり緩やかなのが通例であるから、報告された数字も、不注意による誤謬を除けば、相当程度信頼するに足るものではないかと考えられる。

推計作業に当っては、各市について得られる年2回(3月及び9月)の賃金を単純平均することによってその年の値とした上で、調査の行われた全市の値の算術平均値を求めた。従って、対象となった地域面積は年と共に広がっているのであるが、これは工業化と併行して進む都市化を考慮に入れるために妥当な処置と判断される。典拠としたのは、各年度『福岡県統計書』である。職種の選択に際しては、(B)系列との対比に便利なもの、異なった産業を代表するもの、できるだけ長期にわたって資料の得られるもの、という観点に立っ

第1表 北九州における製造業賃金

年	産業別賃金		職業別賃金		
	円	円	円	円	
1902	—	.571	1921	—	2.337
1903	—	.557	1922	—	2.303
1904	.463	.551	1923	—	2.404
1905	.514	.629	1924	—	2.452
1906	.494	.634	1925	—	2.398
1907	.537	.749	1926	—	2.343
1908	.547	.753	1927	—	2.296
1909	.557	.850	1928	—	2.332
1910	.563	.855	1929	1.836	2.306
1911	.575	.826	1930	1.765	2.170
1912	.595	.842	1931	1.707	1.971
1913	.593	.806	1932	1.759	1.808
1914	.563	.794	1933	1.711	1.772
1915	.576	.775	1934	1.851	1.773
1916	.601	.836	1935	1.826	1.768
1917	.719	.991	1936	1.731	1.838
1918	—	1.462	1937	1.921	—
1919	—	1.960	1938	2.040	—
1920	—	2.435	1939	2.122	—

てこれを行った⁹⁾。これらの職種のうち、最も代表的な近代工業的職種である鑄物職と鍛冶職については、推計結果が第1図に示してある。さらに、1920年の国勢調査によって職業人口のわかる6職種(洋服仕立職、大工、靴職、鑄物職、鍛冶職、

8) 『日本労働運動史料』第2巻、pp. 241—87.

9) 洋服仕立職、大工、機械職、靴職、車製造職、鑄物職、鍛冶職、活版植字工、船大工及び日雇の10種類が選択された。

及び活版植字工)については、同年の就業人員をウェイトに使用した加重平均値を算出し、これを第1表に掲げた¹⁰⁾。

(乙)産業別賃金系列

上に述べた職業別賃金調査の他に、農商務省「工場調査」にもとづく産業別賃金が、1904年から1917年の14年間にわたって『福岡県統計書』に報告されている¹¹⁾。この調査は、「工場所有主ノ会社タルト一ノ個人タルトヲ問ハス職工十人以上ヲ有スル総テノ工場」¹²⁾について行われたもので、男女別・年令別(14才以上もしくは14才未満)の区分にもとづいた民営工場の雇用と1日当り賃金を知ることができる。さらに、大正初期に至るまでは、日雇職工の人員ならびに賃金も報告されている。本推計では、さし当り成年男子職工のみを対象とし、女子、14才未満男子、及び日雇職工はこれを除外することにした。作業に当っては、全国製造業の長期貨幣賃金を推計した梅村一南系列にならう、製造業を9つの産業部門に分け、その各々について系列を作製した¹³⁾。

上述の計算結果は、1909年及び1914年の2回にわたり府県統計書とは独立に刊行された『工場統計表』を用いて吟味することが可能である¹⁴⁾。

10) 各職種のウェイトは次の通りである(1920年における就業人員数):

洋服仕立職	1,445 人	鋳物職	3,185 人
大工	17,956 人	鍛冶職	7,563 人
靴職	860 人	活版植字工	1,231 人

なお、各職業別賃金系列をはじめ、一層詳細な推計結果については、K. Odaka, "Historical Developments in the Wage-differential Structure" (mimeo.) (一橋大学経済研究所, 1967年4月)を参照されたい。

11) なぜ1918年以降これが報告されなくなったのかは明らかでない。恐らく、工場法成立をめぐる諸般の事情と関係があるのであろう。

12) 『明治三十二年農商務省訓令第三十四号』, 農林省, 前出書, p. 423.

13) 9部門とは、繊維、金属及び金属製品、機械、窯業、化学、木材及び木製品、印刷・製本、食料品、及びその他の9つである。梅村一南推計は、大川・篠原・梅村編『長期経済統計』第8巻(物価)(東洋経済, 1967)に収められている。なお、K. Odaka *op. cit.* をも参照。

14) ただし、『工場統計表』は、「直接作業ニ従事スル者平均一日五人以上ヲ使用スル工場主」(『明治四十二年農商務省令第五十九号』)について調査してお

サンプル規模がきわめて小さいことを考慮に入れると、両者は、機械製造業を除けば、比較的よく一致する。機械製造業については、『工場統計表』の値は、両年とも本推計によるものよりも0.10円だけ高いのであるが、この差は恐らく『福岡県統計書』の数字が、鉾山附属の機械工場を含むところから生じたものと思われる。

1918年以降、『福岡県統計書』は産業別賃金に関する集計を掲載しなくなったが、これによって生じた統計の空白は、『工場統計表』によっては埋めることができない。同表が府県別に賃金支払高の集計を発表するようになったのは、規則が改定になった1929年以後のことである。しかも、昭和期において同表が与える資料は、年間賃金支払総額と年間延労働時間総計とである。従って、ここから得られるのは時間当り賃金であって、これを1日当りに換算するためには、1日当り労働時間の統計が必要である。労働時間に関する資料は、単に定義の点だけからも明らかでない所が多く、使用が躊躇されるのであるが、いまは第1次接近を試みる意味で、とりあえず日本銀行『労働統計』に報告された全国産業別実労働時間数に1を加えたものを使用した¹⁵⁾。1を加えたのは、拘束労働時間の概念の方が、わが国でいうところの「労働時間」の通念により近いと考えたからにほかならない。いうまでもなく、この操作は、北九州地方の労働時間が全国平均のそれにほぼ等しいという仮定に立っており、再検討の余地を残している。

そこで、この仮定の導入に伴う誤差の上限を知るために、1926年及び1928年上半期における九州地方(福岡・長崎及び鹿児島)の作業労働時間を全国のそれと比較してみよう(第2表)。資料は、内閣統計局の調査によるものである。この比較によると、九州地域の実績作業時間は、全国

り、その対象範囲は従前の「工場調査」よりも広範である。

15) 『日本労働運動史料』第10巻, p. 231. 労働時間統計は、内閣統計局で行った調査からも得ることができる(内閣統計局『労働統計要覧』掲載)。しかし、サンプル規模という点からいうと、この調査は日銀調査に及ばないので、ここでは用いなかった。

第2表 製造業における実績作業時間

(休憩時間を含む)

産 業	1926 年				1928 年	
	上 半 期		下 半 期		上 半 期	
	全 国	九 州	全 国	九 州	全 国	九 州
織 維	時分 11.28	時分 11.18	時分 11.11	時分 11.12	時分 11.05	時分 10.45
衣 服	10.20	10.32	10.15	11.00	10.05	10.33
金属・金属製品	9.59	9.42	9.53	9.31	9.54	9.32
機 械 器 具	9.52	9.40	9.42	9.47	9.46	9.56
窯 業	10.09	9.51	10.09	9.53	9.53	9.38
化学(除:紙)	10.23	10.34	10.04	10.40	10.06	10.10
紙・パルプ	11.34	11.10	11.10	11.00	11.12	12.00
木材・木製品	10.22	10.15	10.11	9.48	10.15	9.40
印刷・製本	9.45	9.41	9.43	9.45	9.42	9.44
食 品	10.39	10.59	10.34	10.56	10.27	10.59
平 均	10.38	10.25	10.26	10.24	10.20	10.14

資料: 内閣統計局『労働統計要覧』。

平均のそれと比較すると、かなりの差をもち得るように見える。ここに得られた数字から判断する限りでは、全国平均値をもって九州における労働時間の代用値としたために生ずる誤差は、±5%程度までは覚悟しなくてはならないと言えよう。

なお、金属・金属製品製造業の賃金系列は、八幡製鉄所の民営移転に伴って、1934年以降急激な上昇を見せる。本推計では、この断層を除去するために修正を加え、同製鉄所に該当する数字を系列から取り除いた。

このようにして得られた1929年から39年に至る11年間の産業別賃金は、1924年から3年おきに行われた内閣統計局の「労働統計実地調査」と2・3の時点においてつき合わせてみることができ、その結果、『工場統計表』の値は「実地調査」の値を常に下まわることが観察される。前者が、4人以上を雇用する工場について調査したのに対し、後者は原則として30人以上を雇用する工場を対象としたものであるから¹⁶⁾、上の事実は、1930年代以前に傾斜構造が出現したとの仮説と齊合的だと言えよう。もっとも、両者の差は、繊維産業で異常なほど顕著である(1933年には、本推計の0.80円に対し、「実地調査」では1.48円)。そればかりでなく、繊維業の賃金は、1930

16) 綿・麻絲紡績業では300人以上、製絲業・船舶車輛製造業・紙製造業・セメント製造業などでは100人以上。その他の調査規定については、例えば『統計学雑誌』458-59号(1924年8-9月)に詳しい。

年代に他産業のそれに比して変則的な動きを示し、日雇労働者の賃金変動に類似して、しかもそれを大巾に下まわる値を記録した(第1図)。もし『工場統計表』の資料が正しいとすれば、紡績業の労働市場には1930年代に何か著しい構造的変化があったのではないかとすら想像せしめるものがある¹⁷⁾。

産業別賃金系列のうち、繊維、金属及び機械製造業については、その推計結果を第1図に示した。また、各年産業別雇用人員をウェイトにして求めた全製造業平均賃金は、第1表に掲げてある。

III 大企業の貨幣賃金 [系列(B)]

(甲)八幡製鉄所の賃金系列

官営製鉄所の賃金が、どの程度労働市場の動きを反映するかについては、議論のあるところであろう。同所の経営は年々の予算の枠にしばられていたから、賃金の動きも当然規制されざるを得なかった。この点は製鉄所当事者によっても意識されており、官営工場の賃金と労働効率との相関が低いことをもって、民営移行を唱導する理由の一つとされたほどである¹⁸⁾。

しかしながら、官営工場の賃金が市場機構の動きから全く隔絶されていたとは考えられない。とくに、職工賃金についてしかりである。まず第1に、職工の工場間相互移動は、大正年間に至るまできわめて活潑であった。経営者からみれば、工場所有形態のいかんを問わず、労働者の回転が早いことは不便きわまりないのであるが、にもかかわらず、製鉄所においても「当分は出入常なき、

17) いずれかと言えば、「実地調査」の方が賃金統計として信頼度が高いと判断される。一方、『工場統計表』に集計上もしくは記入上の誤りがあるということは十分考えられることである。しかし、紡績労働者が他部門の労働者に比してより非熟練的であると考えるといえれば(あるいは女工の低賃金に影響されるところ大だったとすれば)、紡績賃金が日雇労働者のそれと似た動きを示す事実には、十分の理由があると言えないことはあるまい。

18) 「…我職工は職員同様一定の給料に依りて出勤するものなるが故に、作業の効果に対し直接の利害を感ぜず、唯だ規則と監督とを厳にして、其怠慢なきを勉むるのみ。」(今泉嘉一郎『鉄屑集』(工政会出版部、1930)、上、p. 241.)

所謂「渡り職人」の多数を相手とするの外な¹⁹⁾い状態だったのである。1907年には、「本所職工ニシテ許可ナクシテ釜石製鉄所ニ転職スル者取締ノ件」²⁰⁾という通牒が発せられたりしているのをみれば、労働移動がかなりの程度経営者を困惑させていたことは想像に難くない。いいかえれば、職工の労働市場は、官営・私営、あるいは大・中・小企業を通じて共通だったと考えられる。第2に、海軍省達に表われたところから察すれば、官営工場長は、市場の動きに従って、賃金を変更する采配をある程度ふるい得たと思われる²¹⁾。必要のある場合には、他の支出項目から該当金額を拠出させるごときことも行われ得たであろう²²⁾。このように考えれば、官営工場といえども十分市場機構の規制下にあったと言って差支えない。ただ、その適応速度が私営企業よりも遅いということはあるであろう。特に景気の下行期においては、公企業の賃金は、より一層下方硬直的であったと思われる。

以上の立論が正しいとすれば、民営移行前における八幡製鉄所の賃金を製造業一般のそれと比較することには、十分の意味があると考えられる。そこで、ここでは、『日本帝国統計年鑑』に1902—1919年の期間について報告されている男子職工1日1人当たり平均賃金と、「労働統計実地調査」の施行に伴ない製鉄所自身が刊行した『製鉄所工場労働統計』²³⁾にもとづく賃金系例(1927—1936

19) 今泉, 同上。

20) 三枝博音・飯田賢一『近代日本製鉄技術発達史——八幡製鉄所の確立過程——』(東洋経済, 1957), pp. 646—47.

21) 「海軍工務規則」第40条:「職工ノ賃銭等級ハ別表第三号ノ通之ヲ定ム但シ其ノ平均額ハ毎年度別ニ定ムル所ニ依ルヘシ。」(傍点附加)なお50条, 51条を等も参照(『明治四十四年海軍省達百十七号』)。

22) この点は梅村教授のご指摘による。ちなみに、これは、大蔵省『歳入歳出決算書』に掲げられている製鉄所職工人夫給支払総額が、必ずしもそのまま真実の姿を表わしてはいないと考えられる1つの理由でもある。これに加えて、職制変化の及ぼす影響を除去することが困難だという事情もあるので、各年の決算書から得られる資料は、その利用を見合わせることにした。

23) 大正13—昭和4年の統計を1巻にまとめた

年)とを連結して、第1図下段に描かれている推計を得た。1921—1926年の6年間の数字は、橋本能保利によって報告されているものである²⁴⁾。1920年の賃金は、橋本と『統計年鑑』の数字とが著しく喰い違うが(それぞれ2.380円及び1.980円)、いずれがより正しいかは不明であるので、その中間を採った。なお、1927年以後の値は役付工を含み、「実収賃金」として報告されているものである²⁵⁾。

こうして得られた八幡製鉄所賃金系列は、「人夫」という呼称のもとに雇用せられた人員を含んでいない。職工と人夫の賃金に格差があるのは当然予想される場所である。前節で述べた(A)系列では主として職工だけを扱ったのであるから、これと比較を行う当面のわれわれの目的からすれば、人夫が除外されている方が都合がよい。ただ、参考のために人夫給の実際を示せば第3表のごとくである。これらの労働者は日雇い契約で雇用され、製鉄所と人夫との中間には人夫供給請負業者が介在するのが常であった²⁶⁾。1928及び29年の日雇労働者の日給は、前述の職業別賃金系列(第1図)によれば各々1円50銭、1円44銭であったから、製鉄所人夫の実収は、一般日雇賃金よりはやや高めであったとすることができる。

第3表 平均1日臨時職夫使役人員及び賃金

	1928	1929
出 役 人 員	6,580人	8,365人
総 支 払 金 額	11,147円	14,575円
労 働 賃 金	10,227円	13,372円
職夫供給人渡手数料	920円	1,203円
職夫1人当たり実収日額	1.554円	1.599円

資料: 製鉄所労務部『工場労働統計; 自大正十三年至昭和四年』(1930), pp. 282—301.

(乙)長崎造船所の賃金系列

『工場労働統計; 自大正十三年至昭和四年』の存在を筆者に教示されたのは、慶応義塾大学の島田晴雄氏である。

24) 橋本能保利「本邦製鉄業労働事情概説(七)」『社会政策時報』第79号(1927年4月), p. 76.

25) 「実収賃金」は「所定賃金」額(賃格)よりもはるかに高額である。『製鉄所工場労働統計』からは、他に「仮想日収」という系列が得られる。兵藤教授の依拠された数字はこれである(兵藤, 前出, p. 83)。

26) この点は、後述する長崎造船所でも全く同様であった。

三菱長崎造船所の賃金・雇用統計は、古い年代に遡れる点でも、またその質の点から言っても、貴重な現存資料である。ここに採用したのは、『長崎造船所労務史』²⁷⁾によって得られる初期の1日当り賃金と、『三菱長崎造船所史続篇』(1951)から求められた時間当り推定平均賃金率とである。これらの資料による限り、1917年以後は時間当り賃金しか算出できない。そこで、この時点以降については、1900年から1916年までの平均推定1日労働時間(9.132時)を乗ずることによって、1日当り賃金を推計した。従って、1917年以後の賃金では、短期変動の影響が過少評価されている恐れが十分ある。

他方、昭和同人会編『わが国賃金構造の史的考察』(至誠堂、1960)には、長崎造船所工員の賃金が1911—1943年にわたって掲げられているが(pp. 450—51)、この系列の与える数字は、ただ1つの例外(1922年)を除いて、『造船所史』系列よりも1割がた大きい。この差が何によるものかは判然としないが、いまはさし当り、より長い期間にわたって推計の得られる低めの『造船所史』系列を主とし、昭和同人会系列は参考系列として用いることにした。前項と同じく、これらの系列は職工賃金を対象とし、職夫賃金を含まないことに留意すべきである。こうして得られた造船所系列は、第1図上段に図示してある。

IV 賃金傾斜構造の形成

さて、以上に推計した(A)・(B)両系列を対比させることによって、賃金傾斜構造に関する1分析を試みよう。

ある1国が工業化の過程に入るに際して、不可欠な要素の1つに人的資源があることは論をまたない。ガーシエンクロン仮説に従うならば、後進国にあって不足するのは、資本や新技術よりはむしろ近代的熟練労働力である²⁸⁾。ところがわが国の場合は、比較的高度の教育訓練を経た、しかも

作業意欲の旺盛な労働力に恵まれていたのであるから、ガーシエンクロンの見地からすれば、きわめて良い初期条件のもとにおかれていたと言わなくてはならない。しかし、そのような好条件のもとでも、必要とされる熟練労働力は早急には用意され得なかった。当然のことながら、早くから工場経営の中に採り入れられて熟練職として重宝がられたのは、伝統的な職人のうち、近代的職種として利用可能なものであった。

いうまでもなく、近世における職人は、賃労働形成の1端を担うものとしてきわめて重要な役割を演じた。江戸時代後期に至ると、九州においてもそのような傾向は明らかであった。伝統的な職人は、大別して出職人と居職人とに分れるが、このうち早くから賃労働化するの店舗を構えない出職人の方だったとされている²⁹⁾。北九州地方の酒醸業においては、古くから熟練職人を日雇い契約で使用するところが多かったらしい³⁰⁾。他方、新興の金属・機械製造業では、鍛冶職・鋳物職・ろくろ職・船大工などが多数雇用された。これらの人々の達成したものは、正に「和魂洋才」だったと言ってよい³¹⁾。

他方では、全く新たに訓練されねばならぬ職種も多くあった。この点では、官営工場の果たした役割はきわめて重要であった。その中でも、呉海軍工廠は特に有名である。「職人のうちで相当気のきいたもの、腕を磨かうとしたものは呉の年期でなくとも一応は呉へ修業に行ったもの」³²⁾だったのである。

が、このような努力が払われても、熟練職工はほとんどつねに供給が需要に満たない状況にあった。明治期、好況期には職工の争奪戦が演じられたのはあまりにも有名である³³⁾。この結果、労働

29) 例えば、遠藤元男『職人の歴史—その生活と技術—』(至文堂、1956)を見よ。

30) 遠藤正男『九州経済史研究』(日本評論社、1942)、p. 129。

31) 清家 正『産業人の工的錬成』(河出書房、1944)、p. 67 ff.

32) 同上、p. 75。

33) 「事業ノ好況ニシテ職工ニ不足ヲ告クル場合ニハ、工場相互ノ間ニ職工ヲ争奪スルノ弊アリ」(『明治三十五年工場調査要領』、『日本労働運動史料』第1巻

27) 『日本労働運動史料』第1巻所収、p. 334。

28) Alexander Gerschenkron, "Economic Backwardness in Historical Perspective," in B. F. Hoselitz, ed., *The Progress of Underdeveloped Economy* (Univ. of Chicago Press, 1952), pp. 3-29.

移動率も非常に高く、企業経営者からすれば好ましからぬ状況が多かった。政府が労働移動に高い関心を寄せたのも、けだし当然だったと言えよう³⁴⁾。

さて、わが国のように急速な経済発展を経験したところでは、工業化が進むに従って、比較的早い速度で変化に順応する部分と、当面変革に取り残される部分とが生じやすい。この類の「2重構造」は、生産方法の差としてもっとも顕著に現われるが、それと対応して、労働市場にあっても、より新しい種類の労働者が近代的大企業で育成・雇用されるようになる反面では、伝統的職種がそのまま役立ってきた。古い技術は、全く昔ながらの方式に従って継承されることもあれば、新しい生産様式に順応した形に変容することもある。発展のごく初期には、伝統的な熟練技術を改造して使用するのが一般的であるが、時とともに労働市場の分化が生じてくる³⁵⁾。いわゆる傾斜構造発生の際には、このような労働市場の構造的推移があったと考えられるのである。

以上のように考えてよいとすれば、傾斜構造の変動を示す指標として、「伝統的」工業労働者の賃金を代表する(A)系列と、より「資本主義的」工業労働者の賃金を代表する(B)系列との相対比を用いることが許されよう。きわめて大雑把に言えば、(A)は中・小企業に対応し、(B)は大企業を代表するものと考えてもよいであろう。もとより、賃金格差の動きを把握する方法としては、これが最善のものとは言えない。しかし、傾斜構造の変動を時系列的に追跡するためには、さし当ってこのようなやり方で満足するほかないのである。

そこで最初に、(B)のうち(乙)産業別賃金系列をとってみよう。まず、第1図下段に明らかのように、金属製造業一般の賃金は、1920年以前にお

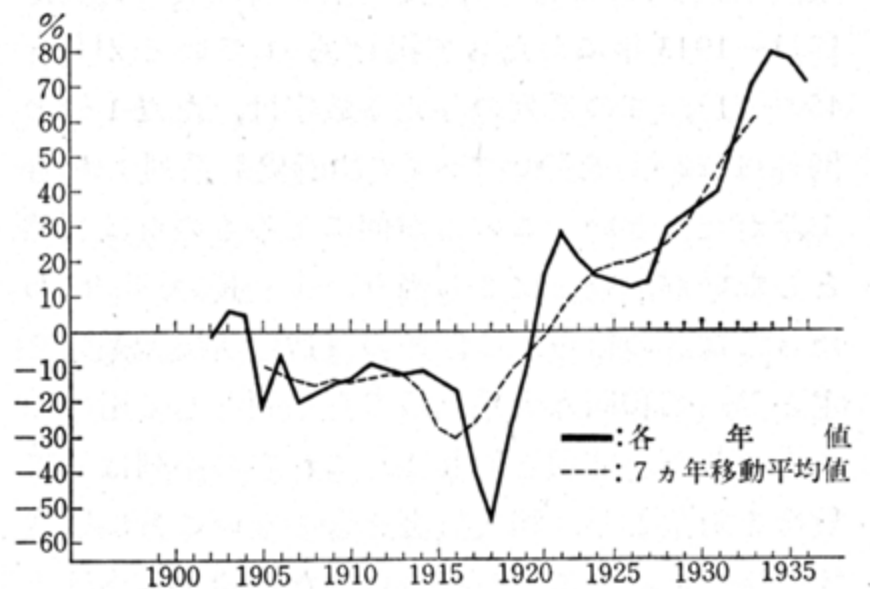
所収, p. 216)。

34) 藤林敬三「労働移動に対する明治末期に於ける吾が国政府の関心に就いて」『三田学会雑誌』第36巻11号(1942年11月), pp. 26-60 参照。

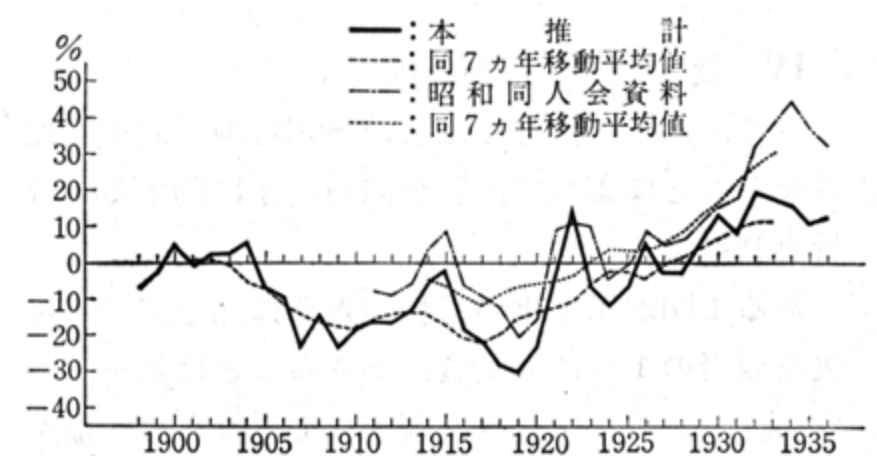
35) 兵藤 釗「鉄工組合の成立とその崩壊—日清戦争後における重工業の労資関係—」『経済学論集』第32巻1-3号(1966年1, 7, 10月)は、同著者の前出論文(注1)と共に、この点について教えるところが多い。

いては八幡製鉄所のそれと大差ないのに反して、1929年以降には明らかに格差を生じている。さらに、同図上段に目を転ずれば、同様のことを、機械製造業と長崎造船所との対比についても言ってもよさそうである。1929年以後における格差の存在は、同上の2つの組み合わせについて、時間当り賃金で比較してみれば一層顕著に示すことができる³⁶⁾。また、ほぼ対応する産業別賃金と職業別賃金とを比較してみると、1920年代以降は、各々の相対位置はいずれも逆転する傾向にあるのが認められる³⁷⁾。これは、恐らくこの時期中に、製造業一般における伝統的技術に対する需要が、相対的に低下したことによるのであろう。

第2図 賃金傾斜構造の指標
(I) 八幡製鉄所/鋳物職工



(II) 長崎造船所/鍛冶職工



次に、(A)の職業別賃金系列のうちから鋳物工と鍛冶工とを代表として選び、前者と八幡製鉄所、後者と長崎造船所の相対賃金を求めたのが第2図 I, II である。ここに図示された数値は、それぞ

36) K. Odaka, *op. cit.*, p. 28.

37) ただし繊維産業を除く。

れ $\{(八幡製鉄賃金)/(鑄物職工賃金)-1\} \times 100$ (%), $\{(長崎造船賃金)/(鍛冶職工賃金)-1\} \times 100$ (%)として計算された。第2図IIには、昭和同人会資料にもとづいて得られた数値をもあわせ掲げてある。いずれの図表においても、各年値とともに7カ年移動平均値が示されているが、後者は、それぞれの賃金系列の7カ年移動平均値をまず求めておき、次にそれらの相対比をとることによって得たものである。

第2図I, IIの3グラフは、ほぼ類似した動きを示していることが第1に注目される。次に、各年値の動きは景気の起伏と逆関係にあるように思われ、既存の諸業績の示唆するところと齊合的である³⁸⁾。のみならず、早急には断定をなし得ないにしても、長期の波動が存在するかに見えるのは興味深いことである。

最後に、傾斜構造の発生時期確認に関する手がかりであるが、いまこれを、第2図I, IIにおいて指標が正の値をとるに至る時点と見ることにしよう。そうすると、八幡製鉄所を中心とする系列については、ひとまず1921年をもって発生の時点と言うことができよう。長崎造船所を中心とし

てみた場合には、その発生がいささか遅れるが、同造船所賃金に関する本推計が低めにあると思われること、また長崎市職業別賃金は福岡県における職業別平均賃金をやや下まわると考えられること、などを考慮に入れるならば、一応これを1924-25年に求めて差支えないのではあるまいか。造船業は、第2次大戦後においても、労働者の出入りが比較的激しい産業であるから、ここでの賃金傾斜構造の確立は、製鉄業に比べて遅れるという事情があったかと思われる。

V 結 論

この小論では、主として福岡県を中心とする貨幣賃金の推計作業について簡単に報告するとともに、その結果を用いて、いわゆる賃金傾斜構造の発生時期を確認することにつとめた。以前に存在した資料に比して、より精密な手続きを経て検討した結果、傾斜構造は1921年頃から形成され始め、1924-25年に至って確立されたという結論を得た。いいかえれば、ここに得られた結果は、先業の仮説を肯定するものと言ってよいわけである。

38) 例えば、M. W. Reder, "The Theory of Occupational Wage Differentials," *American Economic Review*, XLV, No. 5 (Dec. 1955), pp. 833-52; L. Reynolds and C. H. Taft, *The Evolution of Wage Structure* (Yale Univ. Press, 1956), Ch. 1 など。なお、W. G. Hoffmann, *Die branchenmäßige Lohnstruktur der Industrie* (Tübingen: J. C. B. Mohr, 1961), SS. 103-10 も参照。この点は篠原三代平教授のコメントにも負っている。